

～行政機関からお知らせです～

(公正取引委員会(※1)・滋賀労働局・近畿農政局・近畿経済産業局・滋賀運輸支局)

荷主企業、トラック運送事業者、商業関係者、自治体の皆様へ

■ 2024年問題への取組 ■

1. 「物流特殊指定」の改正に向けた取組 【公正取引委員会】

物流取引における課題に対応するため、物流特殊指定の改正案が作成され、意見公募手続等が行われました(令和8年3月12日公表)。主に以下の改正内容が含まれます。

- ・ 物流事業者からの協議要請等に応じず、**一方的に代金を決定する行為を禁止**
- ・ **着荷主との取引に着目した規定を新設**し、着荷主が発荷主に対し、運送受託者を通じて、運送以外の役務を提供させたり、運送内容を変更させたりする行為などを禁止



2. 官民合同タスクフォースの取組 【近畿農政局】

更なる物流効率化、関係者の負担軽減に向けた取組を幅広い関係者と協力して推進していくため「農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」を設置しています。

農林水産品・食品分野における取組として、①パレットの標準化、②モーダルシフト・中継輸送、③デジタル化、④商慣習の見直しの4点を重点に、農政局は農林水産事業者、食品製造事業者、食品卸・小売事業者等にヒアリングを実施し、地域の課題や事例等の共有をしています。



3. 「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書」は、
5月31日までにご提出ください 【近畿経済産業局】

令和8年4月1日から改正物流効率化法が施行されました。荷主事業者は、前年度の取扱貨物重量が指定基準値以上であるときは、事業所管大臣に届け出なければなりません。

この届出により特定荷主として特定事業者指定され、中長期計画の策定、物流統括管理者の選任や定期報告が義務づけられます。

★特定荷主の物流効率化法への対応の手引き >>>



4. 改正トラック法が令和8年4月1日から施行されました 【滋賀運輸支局】

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されました。

- ① 元請事業者に対して、**再委託の回数を2回までに制限する努力義務**が課されました
- ② **書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大**しました
- ③ いわゆる**白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象**になりました



■ 長時間労働や適正な取引を阻害する違反行為等についての情報提供先はこちら ■

公正取引委員会

違反行為情報提供フォーム

下請事業者(匿名)から買いたたきなどの違反行為を行っていると思われる**親事業者**に関する情報を収集しています。



滋賀支運輸局

意見等の募集窓口

運送事業者やドライバー等から、**長時間の荷待ち、契約にない附帯業務の強要**など違反原因行為を行っているおそれのある**荷主情報**を収集しています。



← 長時間の荷待ちはどちらでも可 →

滋賀労働局

長時間の荷待ちに関する情報メール窓口

運送事業者やドライバー等から、荷主・元請運送事業者の都合による**長時間の荷待ち**に関する情報を収集しています。



各機関のお問い合わせ先は、二次元バーコードの読み取り先をご覧ください。

(※1)正式には公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所